

魚津市告示第69号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

魚津市長 村椿 晃

1 指定納付受託者の氏名及び住所

LINE Pay株式会社 代表取締役 前田貴司
東京都品川区西品川1丁目1番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

市民課及び税務課に係る証明書等の交付手数料

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定納付受託者に納付させる方法

公的個人認証サービスを介したキャッシュレス決済による収納